

大和市副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 9 日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第 4 1 号

大和市副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則

大和市副市長の事務分担等に関する規則（令和 5 年大和市規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号を次のように改める。

(1) 樋田久美子副市長

ア 健幸・スポーツ部、あんしん福祉部及び市立病院に属する事務

イ 公平委員会及び固定資産評価審査委員会との連絡調整に関する事務

(2) 前田剛司副市長

ア 市民経済・にぎわい創出部、環境共生部、こども部、まちづくり部並びに消防本部及び消防署に属する事務

イ 教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会との連絡調整に関する事務

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 1 0 日から施行する。